

<第3編 風水害等編>

第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

実施機関：環境防災課、総務課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、防災関係機関

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら風水害等についての正しい知識をもち、災害時に沈着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、町、県及び防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期を狙い、可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図る。また、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図り、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、住民への防災啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

第1 防災教育

実施機関：環境防災課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節「第1 防災教育」を準用する。

第2 過去の災害教訓の伝承

実施機関：環境防災課、総務課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節「第2 過去の災害教訓の伝承」を準用する。

第3 防災広報の充実

実施機関：環境防災課、総務課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につける等、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

1 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び防災関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、概ね次のとおりである。

(1) 災害時の心得

災害が発生、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

- ア 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 避難予定場所と経路等
- キ 自動車へのこまめな満タン給油
- ク 被災世帯の心得ておくべき事項
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(2) 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、必要に応じて町のハザードマップの更新を行う。

また、水防活動や避難行動の参考情報として、県内の雨量や河川水位情報等を千葉県防災ポータルサイトにおいて逐次公表している。

(3) 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するように努める。

(4) 町地域防災計画の概要

横芝光町防災会議が横芝光町地域防災計画を作成、又は修正したときに、災害対策基本法第42条第4項に基づき、その要旨の公表を行う。

2 実施方法

(1) 防災行政無線

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

(2) 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、町の広報紙「よこしばひかり」に、防災知識に関する事項を掲載する。

(3) 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民、職員及びその他関係者を対象として実施する。

(4) 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

(5) インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

3 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道を行うに当たり資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

第4 自主防災体制の強化

実施機関：環境防災課

大災害が発生した場合、被害が広域にわたり、防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。このため、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、各地域で自発的に救助活動や消防活動を行う等、自主防災組織、事業所防災体制の強化を図り、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

1 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節第5の「1 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援」を準用する。

2 事業所防災体制の強化

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第1節第5の「2 事業所防災体制の強化」を準用する。

第5 防災訓練の充実

実施機関：環境防災課、各課、防災関係機関

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、防災関係機関、地域の自主防災組織、住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、災害種別及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

1 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合する等、関係団体が合同して実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

実施に当たり、防災関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

2 消防訓練

町は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し実施する。

3 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うよう努める。

4 総合防災訓練

町は、県及び防災関係機関と合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第2節 水害予防対策

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を促進する。

第1 水害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

1 森林の水源かん養機能等の流出抑制対策

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出を防止する機能をもっている。

このため、森林の保全や、植栽の促進に努め、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の復旧並びに防止、森林の造成等を行い、水源かん養のほか、土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

2 溪流・山林等の治山に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

千葉県は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる県南部地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

町における治山事業についても、必要に応じて県に対策を要望する。

3 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける被害をいうが、大雨による河川氾濫で田畑が浸水するほか、洪水による田畑の流失、山崩れによる田畑の埋没等、農地に対する直接被害もあれば、浸水による農作物の腐敗、病虫害の発生等、間接的なものがある。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は、次の3つのタイプがある。

ア 短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・崖崩れ等が多発する。

イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・崖崩れ、中小河川の洪水・氾濫等大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水害に対する恒久的な防ぎ方

ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期を外して栽培する、水害に対して抵抗力のある作物を栽培する等、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくする等の方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

(3) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して次の2つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。なお、具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料（千葉県農林水産部作成）」を参照のこと。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築くほか、ポンプ排水等を行い、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくこと等も重要である。

イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたらなるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取り片付ける、弱っている作物には生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また窒素肥料は、水稻の水害を大きくするため、控えるといった注意も必要である。

(4) 水害等に対する事前対策

気象条件等から必要な対策を的確に実施するため、基幹的な排水施設について事前に運転確認等を実施する。

4 河川改修等の治水事業

町には、二級河川の栗山川、高谷川及び農業用排水路大布川があり、これまでの改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や市街化の進展等に起因する水害の発生がいまだ見られる。近年は、河川の破堤による洪水ではなく、雨水が河川に十分排水されないことに起因する洪水被害が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや内水排除施設的能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

(1) 河川の整備促進

時間雨量 50 mm (概ね 10 年に 1 回の降雨) に対して安全な河川整備を進めるため、県に要望するとともに、町としてもこの推進に協力する。

(2) 洪水ハザードマップの作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップを整備し、津波ハザードマップ及び急傾斜地崩壊危険箇所と併せて横芝光町防災マップとして町ホームページ上で公表している。今後も、地域住民への更なる周知を図る。

(3) 雨水排水指導について

宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」が平成 15 年度に策定されており、町においてもこれを運用していく。

5 浸水予想区域の調査及び周知

(1) 浸水予想区域の調査

町及び県は、河川周辺地域での外水及び内水のはん濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

ア 浸水予想区域の調査

県管理の一・二級河川、湖沼等は、次の危険度評定基準により行っている。

評定基準
過去に、降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。 なお、降雨の規模は最大 50 mm/h 程度とする。

イ 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、わずかの降雨に対しても、標高が満潮水位以下の土地では日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水（河川に排水できずにはん濫した水）による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量 200mm 若しくは平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

(2) 浸水予想区域等の周知

町は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努める。

6 道路災害による事故防止

(1) 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

(2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロール実施の徹底を図る。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨増水等により道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は道路法第 46 条の規定により通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく通行止めの措置をとる。

7 気象（降水量）、河川流量等の観測

(1) 県管理河川

ア 雨量観測所

千葉県水防テレメータ雨量観測所は、県庁局ほか 99 か所に設置されており、町内にある観測所は、以下のとおり。

種別	観測所名	観測所所在地
雨量	横芝	山武郡横芝光町長山台 1-16

イ 水位観測所

千葉県水防テレメータ水位観測所は矢作局ほか 108 か所に設置されており、町内にある観測所は、以下のとおり。

種別	水系名	河川名	観測所名	観測所所在地
水位	栗山川	栗山川管内	芝崎	山武郡横芝光町横芝 1028-1

ウ 気象官署の観測

風水害等編第2章 災害応急対策計画「第2節 情報収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。

8 電気施設洪水対策

(1) 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(2) 防災施設の現況

ア 送電設備

高潮対策に準じる。

イ 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 配電設備

高潮対策に準じる。

エ 通信設備

高潮対策に準じる。

(3) 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記(2)に準じ実施するよう努める。

9 通信施設水害防止対策

(1) 局外設備

通信事業者は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

第2 高潮予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

1 海岸高潮対策

本県海岸総延長約 534.3km のうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から町を含み銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

2 地盤沈下対策

千葉県の地盤沈下は、産業の発展や人口の増加とともに昭和 30 年頃から発生している。その後、昭和 40 年代中頃には、年間 20cm を超える沈下が千葉市、市川市、船橋市及び浦安市にみられたが、地下水及び天然ガスかん水の汲上げ規制を行った結果、昭和 48 年以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

町を含む九十九里浜地域においては、県による天然ガスかん水の排水量抑制指導が行われており、年間沈下量 2 cm 以上の地域をなくすように努めている。

3 海岸侵食対策

町の海岸及び海水浴場は町の貴重な観光資源であるとともに、県立九十九里自然公園の一部として千葉県の観光事業の一翼を担っている。近年、九十九里海岸では随所に浸食被害が発生しており、町においても尾垂海岸の砂浜はほとんど消滅し、それに続く木戸浜海岸、屋形海岸でも海岸線の後退が見られる等、海岸侵食による被害が発生している。

また、東日本大震災に伴う津波災害により、尾垂海岸の護岸が崩壊し、木戸浜海岸では海水浴場が開設できず、屋形海岸地域では家屋が全壊・半壊する等、観光事業のみならず、防災面においても大きな支障を及ぼしている。

現在、千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づき、九十九里浜の侵食対策が進められているが、町は、防災関係機関に対し、事業の促進を要望する。

4 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。

なお、実施に当たっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

5 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、都道府県は海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策が実施されている。

町においては、栗山川の漁港が海岸保全区域の指定を受けている。

所管	農林水産省
沿岸名	千葉東
漁港・海岸名	栗山川
延長(m)	380
区域	平成4.3.27 千葉県告示第273号
管理者	千葉県

(「千葉県地域防災計画 資料編」より)

第3節 土砂災害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

台風や集中豪雨等に起因して発生する土砂災害から、住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努める。

第1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月に施行された。この法律により以下の手続きを推進する。

1 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第7節第1の「1 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表」を準用する。

2 基礎調査の推進

町は県と協力して、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

3 土砂災害警戒区域等の指定

(1) 土砂災害警戒区域の確定

土砂災害のおそれのある区域については、「土砂災害警戒区域」として指定するよう県へ要望する。

(2) 土砂災害特別警戒区域の確定

建物が破壊され、住民に大きな被害が生ずるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」として指定するよう県へ要望する。

4 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

- (1) 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。
- (2) 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院等、避難行動要支援者関連施設の建築を行う場合の開発行為等に対して指導する。
- (3) 県は、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を行う。ただし、移転対象となる人に対して融資や資金の確保等の支援措置を行う。

5 緊急調査及び土砂災害緊急情報

地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、県は緊急調査を実施する。その結果、県は、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

第2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

実施機関：環境防災課、県

1 土砂災害に関する情報の収集

町は県と連携して、平時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨の発生が予測されるときは、住民、県警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

2 警戒避難体制の整備等

町は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。

- (1) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。特に、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法について、あらかじめ定める。
- (3) 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図る。
- (4) 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。

- (5) 土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生のおそれや危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生のおそれが高まった箇所）を特定し、的確に災害発生情報、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。特に高齢者等避難は、避難行動要支援者等が避難を開始するための情報であることから、町は、避難行動要支援者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。
- (6) 土砂災害警戒区域内における在宅の避難行動要支援者を把握するとともに、その避難支援体制の確立に努める。
- (7) 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

3 土砂災害警戒情報の発令

町は、土砂災害警戒情報が発令されたときは、直ちに周辺住民に対し周知徹底するとともに体制の強化を図る。

第3 防災知識の普及・啓発

実施機関：環境防災課、県

町は県と協力し、住民に対し広報紙、インターネット、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努める。

更に、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

第4 急傾斜地崩壊対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

〈資料編 急傾斜地崩壊危険区域指定地〉

〈資料編 急傾斜地崩壊危険箇所〉

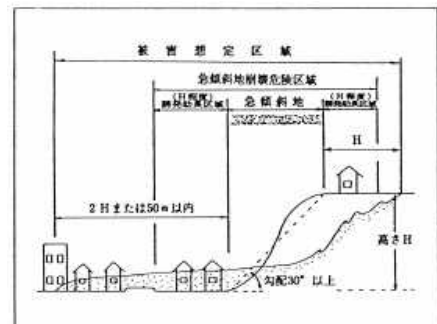
1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域の指定を県に要望する。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるもの。

- (1) 急傾斜地の勾配が30度以上の崖
- (2) 急傾斜地の高さが5m以上の崖
- (3) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



2 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

3 防止工事の実施

町は、急傾斜地崩壊危険区域等の危険度が高い箇所は、災害防止工事を促進するよう土地所有者、管理者等、被害を受けるおそれのある者に指導する。これらの者が施行することが困難又は不相当と認められる場合は、県に対し防止工事の実施を要請する。

4 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の実施

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、①避難行動要支援者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について県に対し重点的な施設整備を要請する。

第5 山地災害対策

実施機関：産業課

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

これらの危険地区については、降雨等による崩壊の可能性が高く、予防対策を必要とする箇所から計画的に治山事業を実施する。

第6 宅地造成地災害対策

実施機関：都市建設課、県

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

1 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業等の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

2 宅地造成工事の指導

- (1) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (2) 宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- (3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

第7 土・石・砂利採取場災害対策

実施機関：県

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

第8 ため池等災害対策

実施機関：産業課、県

老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

第4節 風害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、県

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

実施機関：環境防災課、県

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

1 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

気象情報	内 容
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。</p> <p>平時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

2 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを踏まえ、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努める。

(1) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す

(2) 発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

(3) 発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

第2 農作物等の風害防止対策

実施機関：産業課、県

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他降ひょうに伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食、すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与えるので、町及び県は、以下の措置を講じる。

1 風害の恒久的対策

(1) 防風林の設置

ア 設置場所

通年的に平地では北方（冬期の季節風）や南西又は南東方に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入を防ぐために風向きに対して直角に設置するが、両側面に設置すればより効果的である。また、できるだけ長く連続して設置する必要がある。

イ 幅員及び樹高

林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。樹高は一般に高い方が暴風効果も高い。

ウ 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地の気候風土に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性があるほかに耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

最適＝スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、クロマツ、アカマツ

適＝クス、タブ、ツバキ、クヌギ、シイ類、サンゴジュ

【防風林の暴風効果】

防風林からの距離		10倍	15倍	20倍	25倍	30倍
密閉度	約30%	75	85	90	95	100
	50%	25	50	60	75	100
	100%	65	80	85	95	100

防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が30倍の地点における値に対する比である。

【防風林の効果範囲】

種類	効果範囲	備考
国有保安林	13倍～15倍	樹高12m、林の幅72m、クロマツ 14
耕地防風林	10倍	樹高4m 2列植 14
耕地防風林	20倍	樹高7m 3列植 14
うつぎ防風林	20倍	樹高1.8m 15
ヤチダモ・ヤナギの植列	12倍～15倍	樹高4m 15
カラマツ防風林	20倍以上	樹高9約m 15

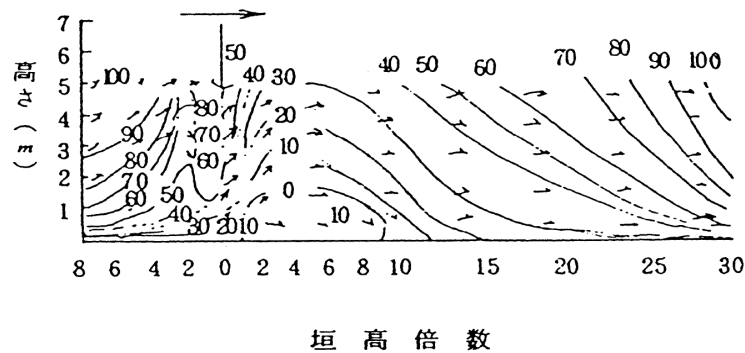
表中の数字は樹高倍数

(2) 防風垣の設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため、栽植距離その他管理に万全を尽くすこと。



【防風しよによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）】

(3) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、梅等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第3 電力施設風害防止対策

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

1 強風対策

(1) 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40m/S としている。

(2) 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき風速 40m/s の風速に耐え得るよう設置している。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

2 塩害対策

(1) 災害予防計画目標

本県は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

(2) 防災設備の現況

ア 送電設備

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄等の保守体制にも万全を期している。

イ 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

ウ 配電設備

送電設備に準じる。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記(2)に準じ実施するよう努める。

第4 通信施設風害防止対策

実施機関：東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

1 強風対策

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

(3) 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(4) 予防保全等のための連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

2 塩害対策

(1) 空中線

本県は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5 水道施設の風害による停電対策

実施機関：八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、九十九里地域水道企業団

台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

1 非常用発電設備の整備

各水道事業体は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業体間を含めた連絡管の整備について検討する。

2 非常用発電設備の燃料の確保

平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、各水道事業体においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

第5節 雪害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

本町は、豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されない。しかし、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

第1 道路雪害防止対策

実施機関：都市建設課

1 雪害防止対策

本町は、年間積雪量が少ないため特別な施設事業はないが、状況に応じ町が建設業災害対策協力会等に依頼し、グレーダー・ショベル等の機械による除雪と人力による除雪によりこれに当たるものとする。町道の除雪は1級町道を優先して行う。

2 除雪区分

次のとおりとする。

(1) 車道部

本町内の除雪路線は次のとおりであるが、一般国道、主要県道及び一般県道は、山武土木事務所が行い、1級町道・2級町道及び広域農道・農免道路は町が行う。

道路種別	除雪目標
一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。
主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は極力早期に実施すること。
一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
1級町道 2級町道 広域農道 農免道路	1車線及び2車線の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。また、必要に応じて待避所を設ける。

(2) 歩道部及び歩道橋

歩道は、通学路を優先とし、除雪に努める。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するものとする。歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

3 除雪作業

(1) 関係業者の協力を得て除雪を実施する。

(2) 融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、通行制限の実施等必要な措置及び砂、散布剤等の諸資機材の準備等、道路管理体制の整備を行う。

第2 気象（降雪等）の観測

実施機関：環境防災課、県

風水害等編第2章第2節第2の「気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備計画」による。

第3 農作物等の雪害防止対策

実施機関：産業課

農作物が雪害をこうむる場合はいろいろあるが、これを分類すると、主に以下の5つに分けることができる。

- 1 積雪の重さによるもの
- 2 積雪の沈降によるもの
- 3 積雪の移動によるもの
- 4 長期積雪によるもの
- 5 積雪の崩壊によるもの

なお、その他にも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害等があげられる。

1 野菜について

(1) 事前対策

ア ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度がない。中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いため、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

イ ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるため、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

(2) 事後対策

- ア 降雪後は急激に気温が低下することが多い。ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、暖房器具の故障、調整等に注意する。
- イ 露地野菜も降雪による凍害を受けやすいため、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって発育の回復を早める。

2 果樹について

(1) 事前対策

- ア 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- イ 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照) また「寒冷紗(かんれいしゃ)」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。また、幼木の被覆は1樹1束とする。

(2) 事後対策

- ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか、生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害を受けるので注意する。
- イ 融雪期間が長くなると、湿害が起りやすいため溝を掘って排水をよくする。
- ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか、裂傷した樹を結束し保護剤を塗り支柱を立てる。

3 花きについて

(1) 事前対策

- ア ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- イ ハウス屋根の積雪は20cmを越えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- ウ ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- エ 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

(2) 事後対策

- ア 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- イ 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

第6節 火災等予防対策

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

町及び消防組合は、火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

第1 火災予防に係る立入検査

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の全国火災予防運動期間中を重点的に、消防組合は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【予防査察の主眼点】

- 1 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- 2 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火災発生の恐れがある設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- 3 こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- 4 公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- 5 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- 6 その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

第2 住宅防火対策

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町は、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、防災関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- 1 住宅用防災機器等の展示
- 2 啓発用パンフレットの作成
- 3 講演会の開催

第3 消防組織及び施設の整備充実

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

1 常備消防の強化

消防組合は、消防力を災害時においても最大限活用するため災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め、体制の確立を図るとともに、今後とも市街地の状況、災害態様の変化に応じた適正な消防力の強化を図っていく。

2 消防団の強化

消防団は、災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平時は住民に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

【消防団員の確保のため町の留意すべき事項】

- (1) 消防団に関する住民意識の向上
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・装備の改善
- (4) 女性消防団員の検討等

3 消防関連等施設の整備

(1) 消防関連設備等の安全点検及び資機材の見直し

災害時等の消防力の強化を図るため、消防関連施設等の安全点検を実施する。また、社会変化の状況に的確に対応するため、防災用資機材の備蓄品目、数量等の見直しを行う。

(2) 消防車両等の整備

消防施設の整備については、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。

(3) 消防水利の整備

防火水槽及び消火栓の設置や河川、プール等の利用による水利の整備を図っていくとともに、既存の消防水利の安全性の確保に努める。

(4) 消防資機材の点検整備

消防資機材の点検整備は、時期、点検者、点検対象種目、点検後の措置等について定める管理規程等に基づき行うものとする。

第4 火災予防についての啓発

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合

町及び消防組合は、毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

- 1 火災予防運動期間中は、消防署、消防団による防火広報及び防火パトロールを実施する。
- 2 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- 3 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- 4 商店街、小学校、保育所、大型商業施設、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

実施機関：環境防災課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

大規模災害・特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制の整備と消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員の教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

第1 消防機能の向上

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、消防団

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第1 消防機能の向上」を準用する。

第2 消防職員、消防団員等の教育訓練

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第2 消防職員、消防団員等の教育訓練」を準用する。

第3 救急機能の向上

実施機関：環境防災課、東陽病院、匝瑳市横芝光町消防組合

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第3 救急機能の向上」を準用する。

第4 市町村相互の応援体制

実施機関：環境防災課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第4 市町村相互の応援体制」を参照のこと。

第5 広域航空消防応援体制

実施機関：環境防災課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第5 広域航空消防応援体制」を準用する。

第6 消防思想の普及

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第6 消防思想の普及」を準用する。

第7 町の消防計画及びその推進

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第4節「第7 町の消防計画及びその推進」を準用する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

実施機関：環境防災課、住民課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県、社会福祉施設管理者

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される。また、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害等の風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題である。このため、町は、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応

実施機関：環境防災課、福祉課、健康こども課、住民課、県、社会福祉施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応」を準用する。

第2 在宅の避難行動要支援者の避難計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第2 在宅の避難行動要支援者の避難計画」を準用する。

第3 社会福祉施設等における防災対策

実施機関：環境防災課、福祉課、教育課、県、社会福祉施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第3 社会福祉施設等における防災対策」を準用する。

第4 外国人に対する防災対策

実施機関：環境防災課、住民課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第8節「第4 外国人に対する対策」を準用する。

第9節 情報連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、財政課、県、防災関係機関

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 町における情報通信体制の整備

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第1 町における情報通信体制の整備」を準用する。

第2 横芝光町防災行政無線

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第2 横芝光町防災行政無線」を準用する。

第3 有線通信施設

実施機関：環境防災課、財政課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第3 有線通信施設」を準用する。

第4 災害時優先電話

実施機関：環境防災課、財政課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第4 災害時優先電話」を準用する。

第5 全国瞬時警報システム

実施機関：環境防災課、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第5 全国瞬時警報システム」を準用する。

第6 警察通信施設の使用

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第6 警察通信施設の使用」を準用する。

第7 非常通信体制の充実強化

実施機関：環境防災課、防災関係機関

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第8 非常通信体制の充実強化」を準用する。

第8 アマチュア無線の活用

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第9 アマチュア無線の活用」を準用する。

第9 その他通信網の整備

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第9節「第10 その他通信網の整備」を準用する。

第10節 備蓄・物流計画

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかける。また、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章「第10節 備蓄・物流計画」を準用する。

第11節 防災施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設等の整備が重要であることから、その計画的な整備を進める。

第1 防災拠点等の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節「第1 防災拠点等の整備」を準用する。

第2 避難施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

1 避難所等の整備

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節第2「1 避難所等の整備」を準用する。

2 避難路の整備

活動の詳細は、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節第2「2 避難路の整備」を準用する。

3 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第11節第2「4 ヘリコプター臨時離発着場等の確保」を準用する。

第12節 帰宅困難者等対策

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

東日本大震災では、首都圏で多くの帰宅困難者が発生した。これを教訓に、東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合には、地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることが必要である。

地震・津波災害と比較して、風水害については一定の予測が可能であり、事前の対策を講じることができる等、対策に違いはあるが、交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれることから、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

第1 一斉帰宅の抑制

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族等の安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先等から居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続けている場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

第2 情報連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、産業課、教育課、社会文化課、県

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動する等、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続けている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関等の防災関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会の活用等、防災関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

第3 帰宅困難者等への情報提供

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、県

企業、学校等において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、それぞれの人
が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の
情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の
情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイ
ト、SNS等の情報発信手段についても検討していく。

第4 集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくこと
ともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内
や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討するよう努める。

第13節 富士山の火山災害予防

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

富士山が噴火した場合、本町においても、風向きと噴火の規模等によっては降灰が考えられることから、住民等の身体及び財産を守るため、必要な予防対策を定める。

第1 予想される被害の概要

実施機関：環境防災課

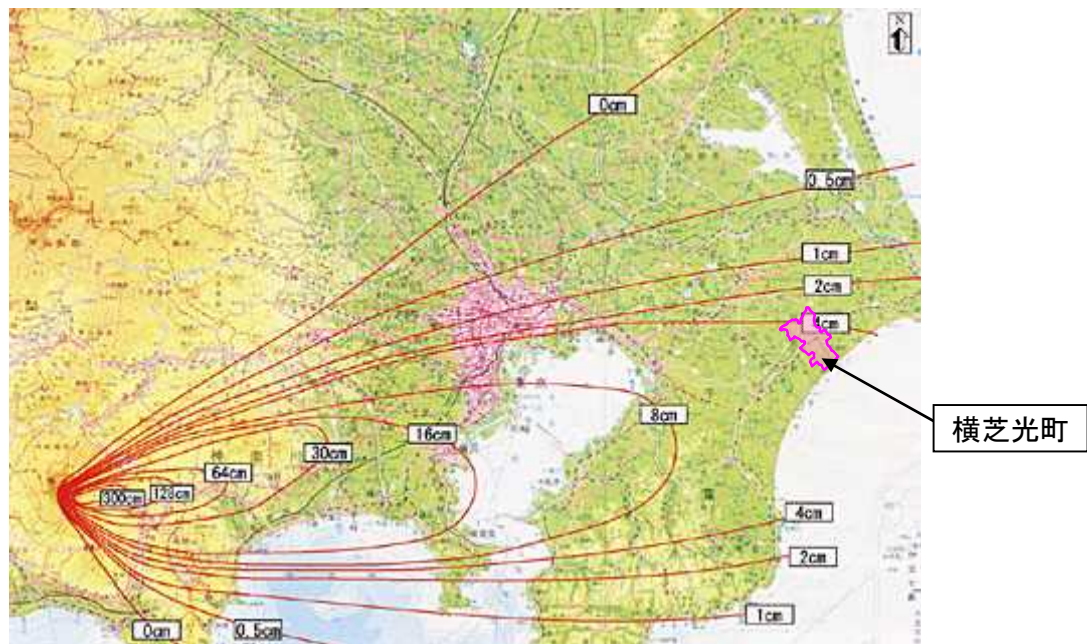
現在、富士山の活動が活発化する兆候は見られず、直ちに噴火が発生する状況ではない。しかし、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は、他の火山に比べて甚大なものになることが想定される。

富士山から本町までの距離は直線で150km以上離れており、溶岩流や火砕流等による被害が発生することは無いが、1707年の富士山の宝永噴火においては、町付近では2～8cmの降灰分布が推定されている。したがって、今後、富士山が宝永噴火と同程度の大規模な噴火を起こした場合、本町においても数cm程度降灰する可能性がある。

降灰による被害の概要としては以下のとおりである。

- 1 降灰に伴うもの
健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
- 2 降灰後の降雨等に伴うもの
洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

【富士山 宝永噴火の降灰分布】



(富士山ハザードマップ検討委員会中間報告 (2004) より)

第2 ライフライン施設の安全確保

実施機関：東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

降灰が想定される範囲内に施設を有するライフライン施設の管理者は、降灰による水質汚濁の予防、農業集落排水処理機能の維持、がいし（絶縁器具）からの漏電を防止するための予防洗浄体制の整備、通信障害の防止等、降灰に対する施設の安全性確保に努める。

第3 防災関係機関との連携体制の整備

実施機関：環境防災課

町は、防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の現状について、情報交換等を行うとともに、富士山の火山防災対策に関して連絡調整を行う体制を整備する。

第4 道路啓開体制の整備

実施機関：都市建設課、県

道路管理者は、降灰により通行に支障をきたす場合に備えるため、次の事項について、道路啓開体制の整備を図るものとする。

- 1 優先的に啓開を要する道路の選定
- 2 道路啓開活動要員の確保
- 3 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の降灰の除去に必要な車両の確保

第14節 防災体制の整備

実施機関：環境防災課

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの応援体制を構築するため、平時から防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、行政機能の確保等、体制整備に努める。

第1 町の防災体制の整備

実施機関：環境防災課

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第1章第13節「第1 町の防災体制の整備」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

実施機関：環境防災部、福祉部、各部

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災や崖崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援・救護に全力をあげて対処するため、町、県及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期することとする。

第1 町の活動体制

実施機関：環境防災部、各部

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体、住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 組織、配備体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定める。

その際、町、県一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

2 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

3 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備しておく。

第2 動員基準及び配備内容

実施機関：環境防災部、各部

1 災害対策本部設置前の体制

(1) 大雨・高潮・洪水注意報、大雨・暴風・高潮・洪水警報が1以上町域に発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、役場第1・第2会議室に参集し、次の措置を講ずる。

ア 気象に関する情報の収集

イ 被害状況の把握及び報告

(2) 環境防災課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県に報告又は通報を行う。

なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

(3) 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

【災害対策本部設置前の体制（風水害）】

配備体制	配備基準	配備内容	配備職員	
警戒配備	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報が1以上発表されたとき。 <ol style="list-style-type: none"> 大雨警報 暴風警報 高潮警報 洪水警報 深夜から明け方に上記警報の発表が予想される場合で、町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 町長が、警戒配備時の情報の集約及び効率的な人員配置を行うことが必要と判断した場合は、副町長を本部長とした連絡調整本部を設置することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境防災課 (課長及び課長の指名した者) 産業課 (課長及び課長の指名した者) 都市建設課 (課長及び課長の指名した者) 福祉課 (課長及び課長の指名した者)
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 深夜から明け方に次の警報の発表が予想され、災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき。 <ol style="list-style-type: none"> 大雨警報 暴風警報 高潮警報 洪水警報 上記警報の発表が予想される場合で、町が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき。 その他、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 町長が、災害が発生するおそれがある場合等で必要と認められたときは、町長を本部長とした災害警戒本部を設置する。なお、その配備職員は災害対策本部に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境防災課 (課長及び課長の指名した者) 産業課 (課長及び課長の指名した者) 都市建設課 (課長及び課長の指名した者) 福祉課 (課長及び課長の指名した者) 必要に応じ指名された課員

2 災害対策本部設置後の体制

本部長は、局地的災害が発生し、又は大規模の災害が発生するおそれがある場合等で必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、緊急配備体制をとる。

緊急配備は、緊急度に応じて第3配備、第4配備、第5配備の区分とする。

【災害対策本部設置後の配備基準（風水害）】

配備体制	配備基準	配備内容	配備職員	
災害対策本部	第3配備	・局地的又は大規模な災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第3配備の必要があると認めるとき	・情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長が定める	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第4配備	・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第4配備の必要があると認めるとき	・第3配備を強化し、対処する活動	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第5配備	・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第5配備の必要があると認めるとき	・町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制	・全員

3 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成は、「横芝光町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

本部室	本部長	町長	
	副本部長	副町長	
		教育長	
	本部員	理事	
		環境防災部長	環境防災部（環境防災課）
		総務部長	総務部（総務課、議会事務局）
		企画空港部長	企画空港部（企画空港課）
		財政部長	財政部（財政課、出納室）
		税務部長	税務部（税務課）
		住民部長	住民部（住民課）
		産業部長	産業部（産業課、農業委員会）
		都市建設部長	都市建設部（都市建設課）
		福祉部長	福祉部（福祉課）
		健康こども部長	健康こども部（健康こども課）
		食肉センター部長	食肉センター部（食肉センター）
		東陽病院部長	東陽病院部（東陽病院）
教育部長	教育部（教育課）		

		社会文化部長	社会文化部（社会文化課）	
		消防団長		消防部（横芝光町消防団、匠瑳市横芝光町消防組合）
		横芝光署長		
	本部連絡員	町長が指名するもの	協力部（社会福祉協議会）	

(1) 本部室

- ア 本部室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 本部は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、その他の重要事項について審議決定する。
- ウ 本部室は役場第1・第2会議室に設置する。
- エ 本部連絡員は本部長の命を受けて、各部相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。
- オ 本部長あるいは本部室で決定した事項は、本部員及び本部連絡員が各部に連絡する。各部で収集した情報あるいは、各部で決定した事項のうちで本部あるいは、他の部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び本部連絡員が各部及び本部長に連絡する。
- カ 本部長は、災害の状況に応じ、防災関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

(2) 災害対策本部の設置及び廃止

- ア 災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、以下により町長の権限のもとに設置又は廃止をする。

【設置基準】

局地的な災害や大規模災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で町長が必要と認めたとき。

【廃止基準】

- (ア) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (イ) その他町長が必要ないと認めたとき。

- イ 災害対策本部の設置及び廃止の手続きは、以下のとおりである。
 - (ア) 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「横芝光町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線等によって住民への周知を図る。
 - (イ) 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、知事(県防災危機管理課)に通

知する。

(ウ) 本部を廃止した場合も (ア)、(イ) と同様の手続きを行う。

(3) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長及び教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある場合は、副本部長（第1順位：副町長、第2順位：教育長）がその職務を代理する。

部長に事故あるときは副本部長が、副本部長に事故あるときは部員のうち上席のものが代理する。

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（例えば町役場庁舎被災時）を除き、役場第1・第2会議室に設置するものとし、設置予定場所には、平時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、町役場庁舎が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

【対策本部設置の場所】

優先順位	指定場所	直通電話
第1順位	役場第1・第2会議室	0479-84-1211 (代)
第2順位	町民会館大ホール	0479-84-1358

【災害対策本部 各部の事務分掌】

項 目		事 務 分 掌	
災害 対策 本部	本 部 室	1	災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針の決定
		2	防災関係機関に対して協力を求めることの決定
		3	配備変更の決定
		4	その他重要事項の審議決定
	本部連絡員	1	本部室決定事項の各部への連絡
		2	各部相互間の連絡調整
		3	各種情報収集及び連絡
		4	各部の配備要員及び協力要員の把握

項 目	事 務 分 掌
環境防災部 (環境防災課)	1 災害対策本部員の動員に関する事 2 本部会議に関する事 3 災害関係職員の動員及び配置に関する事 4 避難指示等に関する事 5 被害状況の総括取りまとめに関する事 6 応急対策実施状況の総括取りまとめに関する事 7 町内避難場所の指定に関する事 8 県本部等への報告及び連絡に関する事 9 自衛隊派遣要請手続きに関する事 10 所轄消防組合との連絡調整に関する事 11 遺体の埋葬に関する事 12 ごみ及びし尿の処理に関する事 13 飲料水の供給確保に関する事 14 気象、その他の情報の収集伝達に関する事 15 自主防災組織に関する事 16 各部の協定締結の合議に関する事 17 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 18 災害救助法に関する事 19 各部に属さない事項に関する事
総務部 (総務課 議会事務局)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害の記録及び広報に関する事 3 住民への情報伝達に関する事(防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ等) 4 報道機関との連絡に関する事 5 議会との連絡調整に関する事 6 職員等の食料の確保及び勤務の支障に関する事 7 他自治体等からの応援職員への対応に関する事 8 町の業務継続に関する事 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 環境防災部の応援に関する事
企画空港部 (企画空港課)	1 共同利用施設(集落集会施設)の被害調査及び復旧に関する事 2 公共交通機関の情報収集及び調整に関する事 3 電算システム運用管理に関する事 4 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 5 他の各部の応援に関する事
財政部 (財政課 出納室)	1 災害関係予算に関する事 2 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事 3 町有財産の被害状況の把握に関する事 4 災害時活動車両の確保運用に関する事 5 災害時庁用電話の確保運用に関する事 6 災害資金の出納に関する事 7 義援金の受け入れ及び保管に関する事 8 緊急通行車両の申請に関する事 (災害対策基本法施行令第33条第1項) 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 他の各部の応援に関する事
税務部 (税務課)	1 避難所の開設、運営及び連絡調整に関する事 2 収容者、被災者に対する救助物資の給与又は貸与に関する事 3 被害家屋(土地)の調査把握に関する事 4 り災証明発行に関する事 5 町税の減免に関する事 6 被災者台帳の作成に関する事 7 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 8 他の各部の応援に関する事

第3編 風水害等編 ; 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

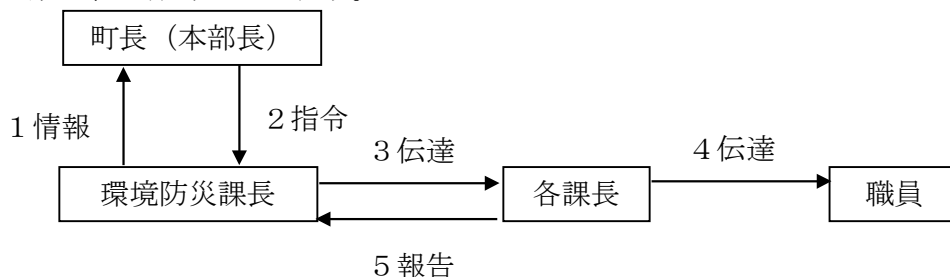
項 目	事 務 分 掌
住民部 (住民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営補助に関すること 2 炊出し補助に関すること 3 災害派遣等従事車両証明書に関すること 4 災害見舞及び視察に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
産業部 (産業課 農業委員会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活物資の調達及び配給に関すること 2 燃料、器材・資材の調達に関すること 3 農林地・農林業施設の被害調査及び復旧に関すること 4 農産物の被害調査に関すること 5 農業団体との連絡に関すること 6 商工業者の被害調査、復旧及び融資に関すること 7 栗山川漁港等海岸地区の被害調査、復旧及び融資に関すること 8 町管理排水機場に関すること 9 農業委員会との連絡調整に関すること 10 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 11 災証明発行に関すること (農産物及び農業施設) 12 他の各部の応援に関すること
都市建設部 (都市建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び道路、橋梁等の復旧に関すること 2 道路等における障害物の除去に関すること 3 交通規制の調整に関すること 4 町営住宅及び県営団地の被害調査及び町営住宅の復旧に関すること 5 応急仮設住宅の設置に関すること 6 建設業者との連絡調整に関すること 7 被災住宅の応急判定に関すること 8 水防に関すること 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 10 他の各部の応援に関すること
福祉部 (福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所に関すること 2 福祉関係機関との連絡に関すること 3 災害弔慰金及び災害見舞金に関すること 4 災害時避難行動要支援者に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
健康子ども部 (健康子ども課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護に関すること 2 健康づくりセンターの被害調査及び復旧に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 被災者の収容及び健康保持に関すること 5 避難所の栄養指導に関すること 6 感染症患者の収容及び消毒に関すること 7 防疫に関すること 8 遺体の処理及び安置に関すること 9 医薬品・医療資機材の備蓄に関すること 10 保育所(園)・認定子ども園の被害調査及び復旧に関すること 11 応急保育計画に関すること 12 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 13 他の各部の応援に関すること
食肉センター部 (食肉センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 食肉センターの被害調査及び復旧に関すること 2 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 3 他の各部の応援に関すること

項 目	事 務 分 掌
東陽病院部 (東陽病院)	1 病院の入院患者及び利用者の安全確保並びに病院施設の保安に関する こと 2 医療救護に関すること 3 救護班の編成及び出動に関すること 4 医療物資の保管、調達に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
教育部 (教育課)	1 応急教育計画に関すること 2 被災児童生徒に関する教科書、学用品等の支給に関すること 3 小中学校施設の避難所使用調整に関すること 4 教育、その他管理施設の被害調査及び復旧に関すること 5 教員の動員に関すること 6 給食センターの被害調査及び復旧に関すること 7 炊出しに関すること 8 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 9 他の各部の応援に関すること
社会文化部 (社会文化課)	1 所管施設の避難所使用調整に関すること 2 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 3 文化財の保護及び復旧に関すること 4 図書館の被害調査及び復旧に関すること 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 6 他の各部の応援に関すること
消防部 消防団 〔 匝瑳市横芝光町 消防組合 〕	1 消防団員の動員に関すること 2 消防計画の調整に関すること 3 消防機関の調整に関すること 4 消防施設の被害調査に関すること 5 災害の警戒防御に関すること 6 海岸・河川・堤防その他危険地域の警戒及び応急措置に関すること 7 災害発生情報の収集及び広報に関すること 8 災害に係る救助業務に関すること 9 避難者の誘導に関すること 10 行方不明者の捜索に関すること 11 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること
協力部 (社会福祉協議会)	1 日赤千葉県支部医療班派遣に関すること 2 ボランティア活動に関すること 3 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 4 他の各部の応援に関すること

4 配備指令の伝達及び対応

【平常執務時の配備指令伝達及び対応】

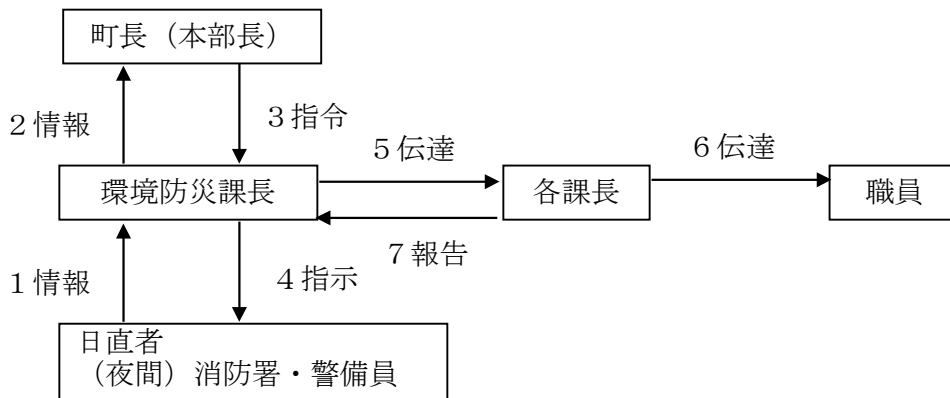
○庁内放送、電話等により行う。



※各課において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話等により行う。



※日直者の職務

日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、防災主管課長に連絡し、その指示により併せて関係職員に連絡するものとする。

- ・災害発生のおそれのある気象情報が防災関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

5 非常登庁時の留意事項

- (1) 非常登庁の指示を受けた者は、被害状況を確認しながら、安全、かつ迅速な方法により登庁しなければならない。
- (2) 登庁した部員は、副部長に現着を報告し、副部長は部長に報告する。
- (3) 各部長は、現着要員のうち部の業務に従事する必要がある者は、部の業務に従事させ、他の部へ協力できる要員は各部で待機するよう指示し、状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

6 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法によるものとする

(1) 自主登庁又は自主参集の実施

ラジオ、テレビ等で町域に係る災害関連情報が流れたとき、又は自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無に係わらず職員は自主的に参集し、活動体制に定められた所定の体制をとる。

(2) 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備え、次の事項に留意する。

ア 登庁時の手段……可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。

イ 服 装……応急活動に便利で安全な服装

ウ 持 参 物……災害初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの

エ 情 報 収 集……登庁経路での被害状況を記録し、その状況を災害対策本部、又は環境防災部に報告する。

(3) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇したときは、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(4) 登庁が不可能な場合

がれきや浸水等による道路の断絶、本人の負傷、負傷した家族等の保護等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、各所属課（所）に登庁する。

7 平常執務時の留意事項

平常執務時間に配備指令があったとき、各部長は、災害対応に従事する（できる）職員の状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

8 初動期災害情報の収集

警察署、消防署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、災害による被害発生状況等、初動対応に必要な情報収集を行う。

9 県・国の現地対策本部との連携

町長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

10 その他の留意事項

- (1) すべての部員は、退庁後又は休日等において災害発生のおそれがある場合には、常に気象情報その他に注意し、非常登庁の指示に備えるものとする。なお、部長及び副部長は、災害が発生した場合に直ちに対処できるよう、部員の動向の掌握に努める。
- (2) 本部長に事故あるときは副本部長が、部長に事故あるときは副部長が、副部長に事故あるときは部員のうち上席の者が代理する。

第3 災害救助法の適用手続き等

実施機関：環境防災部、福祉部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第1節「第3 災害救助法の適用手続き等」を準用する。

第2節 情報収集・伝達体制

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

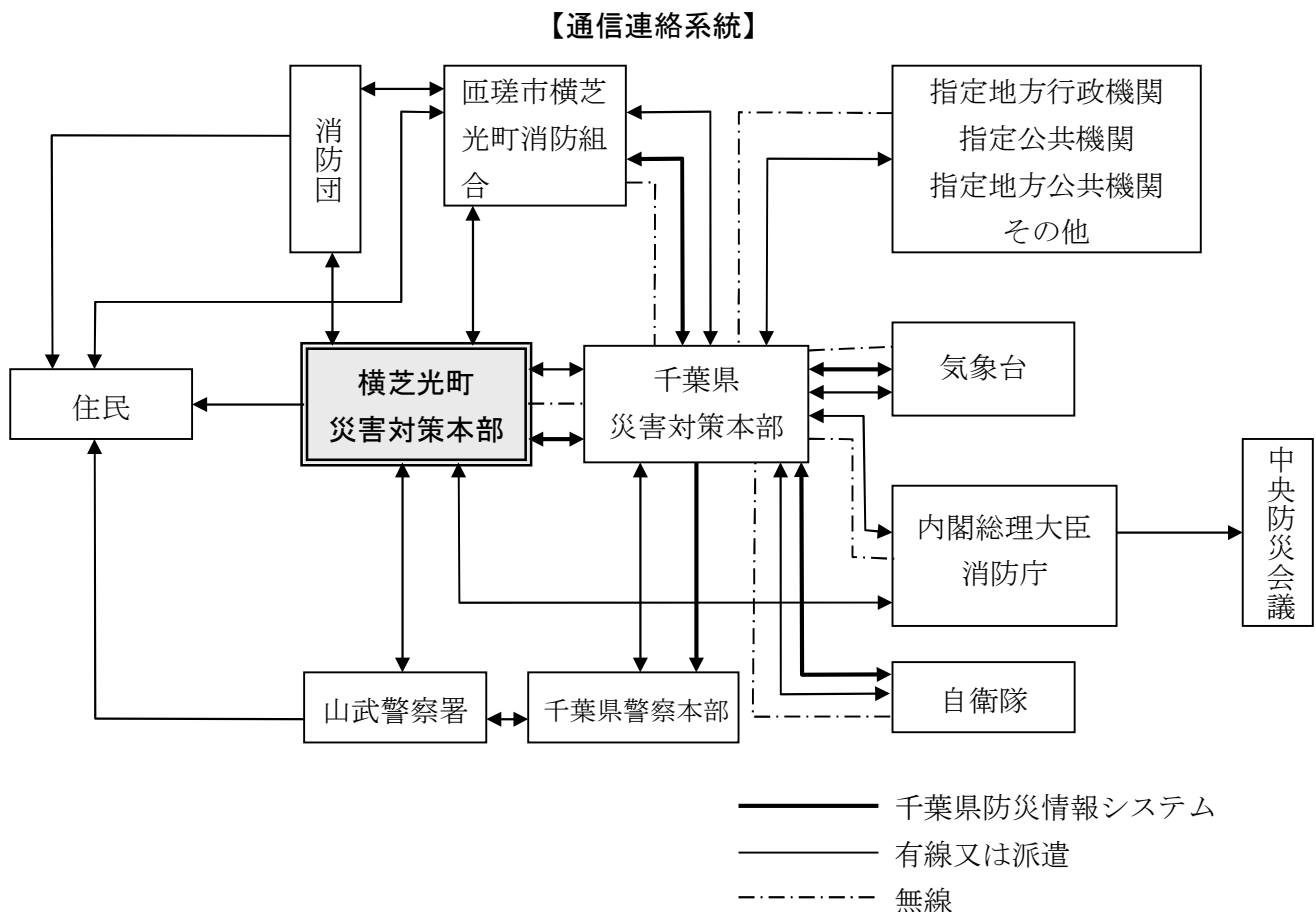
第1 通信体制

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行う。

1 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



2 通信連絡手段

(1) 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

町長は、県から伝達された警報等を下記により住民に徹底する。

- ア 横芝光町防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン又は警鐘
- エ ホームページ
- オ その他速やかに住民に周知できる方法

(2) 被害報告及び災害情報

第2章第2節第3「被害情報等の収集・報告」に基づき、被害報告等を町から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁に報告する場合の通信手段は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

【町から県の出先機関に報告する場合】

- ・千葉県防災情報システム
- ・千葉県防災行政無線
- ・一般加入電話
- ・電報

(3) 「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町及び県等は、あらかじめ通信事業者に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急通話

(ア) 通信事業者

非常通話又は緊急通話は、東日本電信電話株式会社及び au（携帯電話）を利用することができる。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

(4) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図る。

(5) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

前記2の(2)に掲げる通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、また特に緊急を要する事態が生じたときで、他の通信施設を利用した方が速やかに連

絡できると認められた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。(災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条)

ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設

(イ) 国土交通省関係通信施設

(ウ) 海上保安庁通信施設

(エ) 日本赤十字社千葉県支部通信施設

(オ) 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設

(カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(キ) 東京ガス株式会社通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(6) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、ほかに手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、ニッポン放送、千葉テレビ放送、ベイエフエムに放送の要請を行う。

なお、町長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、別に定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てる。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努める。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、県警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

第2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備計画

実施機関：環境防災部、総務部

1 気象注意報・警報等の伝達

(1) 町長の伝達

町長は、受領した注意報・警報等を町地域防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。

なお、特別警報については、気象業務法第15条の2第4項により、義務化されていることから、住民への速やかな情報伝達を図る。

(2) 異常現象発見の際の手続き

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

2 気象通報組織の整備

(1) 注意報・警報

ア 注意報・警報の種類

(ア) 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気象注意報	風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷(雪)注意報 低温注意報 霜注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 浸水注意報 地面現象注意報		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 夷隅郡、安房郡

(イ) 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表及び解除
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報		北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 夷隅郡、安房郡

全般海上警報	気象庁本庁が行う。
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う。

イ 注意報・警報の取扱い

(ア) 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

(イ) 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

(ウ) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

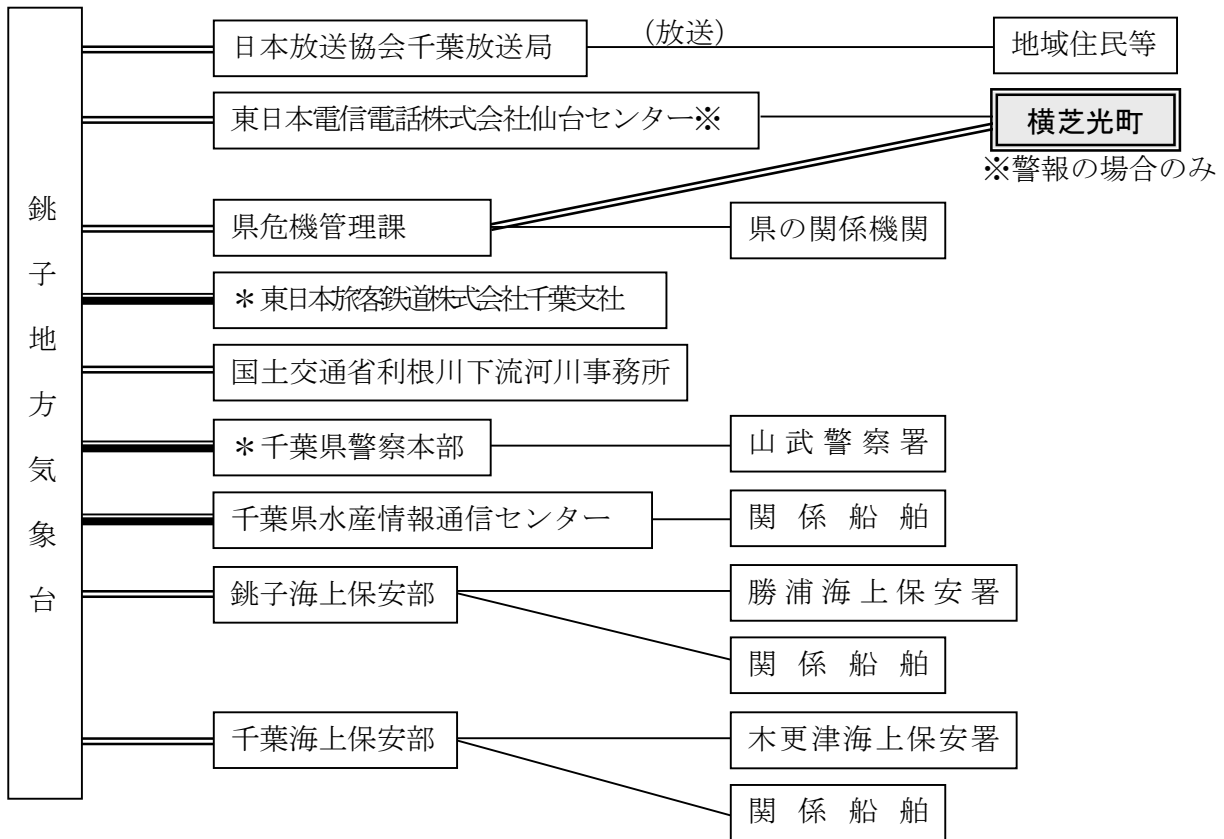
水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(エ) 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等の発表について

気象庁では、防災対策により効果的に利用できる警報等の発表のため、重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、タイトルのあとに重要変更という字句を挿入し警報を切替えて発表する。また警報等の見出しや本文に「ここ数年間で最も土砂災害の危険性が高くなっています」等具体的な表現を用いることにより、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかけることとしている。

ウ 注意報・警報等の伝達系統図



—— 法令（気象業務法等）による通知

—— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 * 気象業務支援センターを経由

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされな

いことに留意する。

ウ 発表対象地域

千葉県内の市町村毎に発表する。ただし、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。

エ 発表基準

(ア) 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。

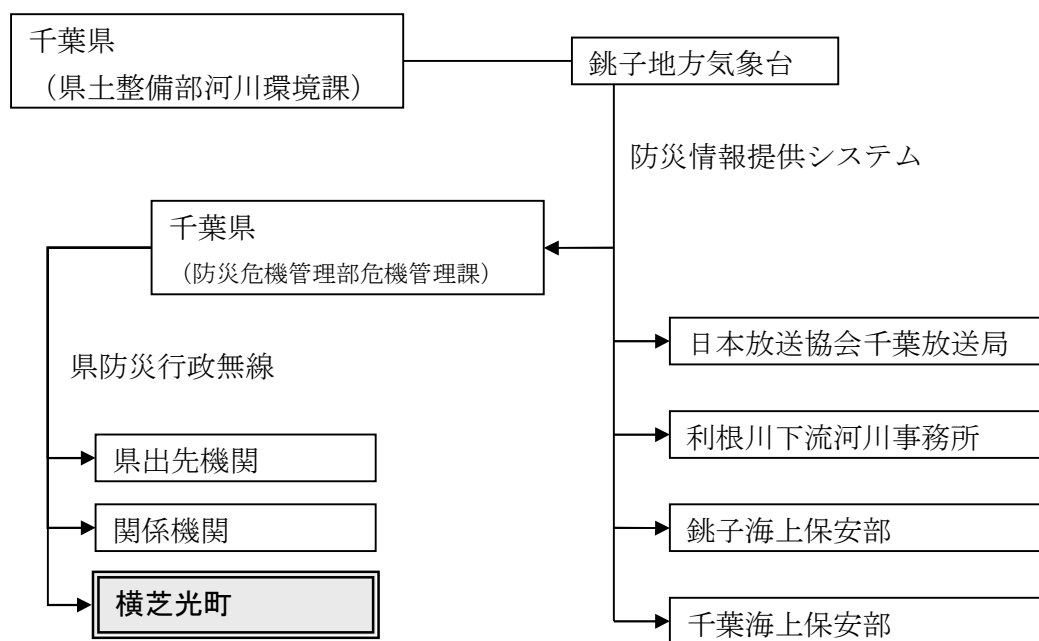
(イ) 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できる。

(ウ) 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき取り扱う。

オ 伝達体制



(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び防災関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

(4) 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報で、火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に

通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

（注）基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）

（5）鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

ア 気象警報

イ 気象注意報

ウ 気象情報

エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

ア 鉄道気象観測報

イ 鉄道災害報

（6）電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の事項を通報する。

ア 雷雨に関する情報

イ 台風、大雨等気象現象に関する情報

ウ 雨及び雪に関する情報

エ その他必要とする事項

なお、千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

（7）漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報する。

ア 波浪予防

イ 気象、波浪、高潮の注意報及び警報

ウ 地方海上警報

エ 気象概況及び気象実況

オ 気象情報及び台風情報

- カ 津波予報及び情報
- キ 漁船からの気象照会に対する応答

(8) 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行う。

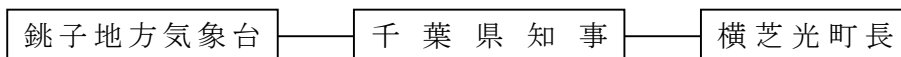
- ア 大気汚染気象予報
- イ スモッグ気象情報

(9) 気象警報通報

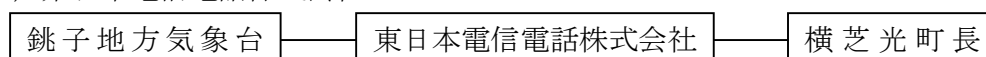
この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

ア 通報系統

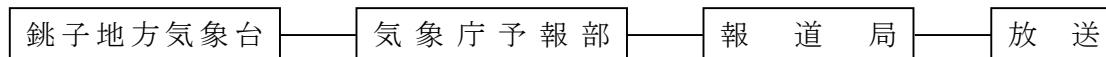
(ア) 千葉県知事



(イ) 東日本電信電話株式会社



(ウ) 日本放送協会



(エ) その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

イ 東日本電信電話株式会社への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ
	大雪警報	オオユキ
	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報	タカシオ
	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報	ハロウ
	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報	コウズイ
	洪水警報解除	コウズイカイジョ

3 気象観測網の整備

(1) 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、千葉測候所の気象官署がある。また、特別地域観測所として館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

(2) 部外観測所

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。県では、雨量テレメータ観測所及び河川の水位テレメータ観測所を整備している。

4 気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

5 注意報・警報実施基準

昭和62年6月1日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。
平成14年3月1日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。
平成14年6月1日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成16年4月1日から注意報・警報二次細分区域を変更した。
平成20年5月28日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。
平成21年6月2日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施した。
平成25年8月30日から特別警報の運用を開始した。
平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。
平成28年11月17日から大雪注意報・警報基準値を改正した。
平成29年7月7日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
平成30年5月30日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
令和元年5月29日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

(1) 気象官署が発表する警報・注意報の基準

令和3年6月8日現在 発表官署 銚子地方気象台

横芝光町	府県予報区	千葉県			
	一時細分区域	北東部			
	市町村等をまとめた地域	山武・長生			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138	
	洪水	流域雨量指数基準		栗山川流域=47.5	
		複合基準		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm		
	波浪	友義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.5m		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
土壌雨量指数基準			87		
洪水		流域雨量指数基準		栗山川流域=26	
		複合基準		栗山川流域=(6, 16.4)	
		指定河川洪水予報による基準		—	
強風		平均風速	陸上	13m/s	
			海上	15m/s	
風雪		平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間の降雪の深さ 10cm		
波浪		有義波高	2.5m		
高潮		潮位	1.0m		
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
濃霧		視程	陸上	100m	
	海上		500m		
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%				
なだれ					
低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下				
霜	4月1日～5月31日 最低気温4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

複合基準：表面雨量指数および流域雨量指数の組み合わせによる基準値。

(2) 記録的短時間大雨情報

気象庁は、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(3) 特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や伊勢湾台風の高潮、平成23年台風第12号の豪雨等が該当する。

第3 被害情報等の収集・報告

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

1 被害情報等の収集報告系統

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「1 被害情報等の収集報告系統」を準用する。

2 県への災害情報の報告

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「2 県への地震災害情報の報告」を準用する。

3 町が実施する情報収集報告

本町の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁等）に報告する。

また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- (1) 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- (2) 被害等の調査・報告に当たっては、防災関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等が無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (3) 町は、情報報集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- (4) 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- (5) 町は、被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

5 勤務時間内における国及び県への連絡方法

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「7 勤務時間内における国及び県への連絡方法」を準用する。

6 勤務時間外における国及び県への連絡方法

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「8 勤務時間外における国及び県への連絡方法」を準用する。

7 報告責任者の選任

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節第4「5 報告責任者の選任」を準用する。

第4 災害時の広報

実施機関：総務部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第2節「第5 災害時の広報」を準用する。

第3節 水防計画

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、産業部、県、土地改良区、各施設管理者

第1 水防の目的

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、産業部、県、土地改良区、各施設管理者

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の各河川、海岸に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警戒、通報、連絡、輸送等を行う。また、水防のための消防機関等の活動、県及び防災関係機関との協力、応援及び水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

なお、横芝光町は、千葉県指定水防管理団体には含まれていない。

(注) 洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

第2 水防の責任

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、県、土地改良区

1 町及び水防管理団体

町及び水防管理団体は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 千葉県（水防本部）

県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

3 千葉県知事

知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めるときは水防警戒を発し、防災関係機関に通知する。

4 一般住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合は、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力する。

第3 安全配慮

実施機関：環境防災部、消防部

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者の安全は確保しなければならない。特に、津波は発生地点から当該沿岸までの距離に応じて“遠地津波”と“近地津波”に分類され、消防団団員等の避難に利用可能な時間は異なる。従って、活動時は情報収集を確実にを行い、あくまでも自分自身の避難時間を確保した上で活動するよう徹底する。

なお、津波対策の詳細は、「第2編 地震・津波編」に記載している。

【水防活動従事者の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。

第4 水防活動

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、消防部、土地改良区、施設管理者

1 町及び水防管理団体の措置

災害発生時には、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、防衛体制を強化する。

また、水防活動に当たって環境防災部、都市建設部、消防機関は、堤防等の施設管理者、警察署、消防の各機関等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

2 施設管理者の措置

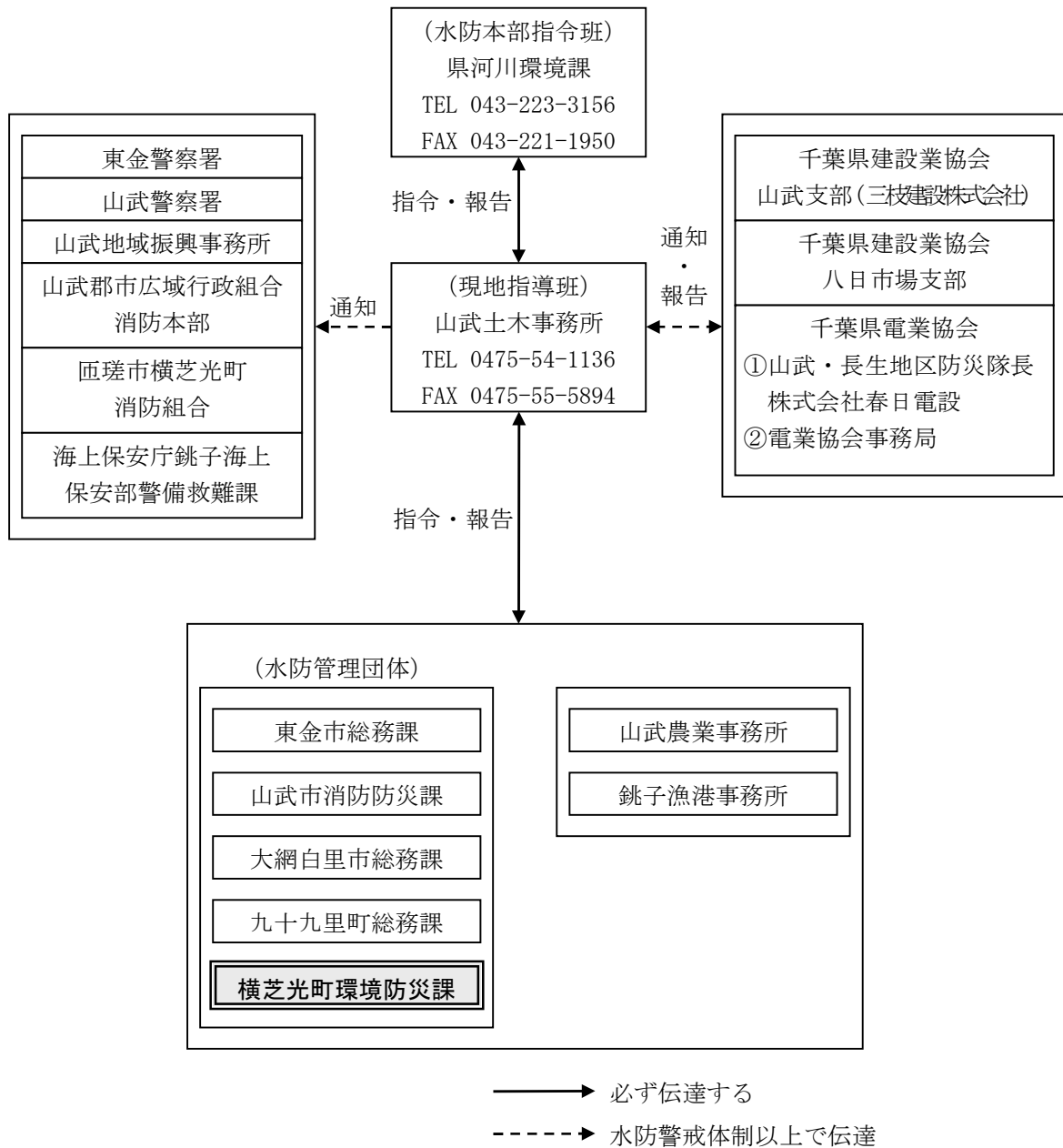
堤防、水門等の管理者は、災害発生後直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて防災関係機関及び地域住民に周知する。また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

3 水防警報の周知

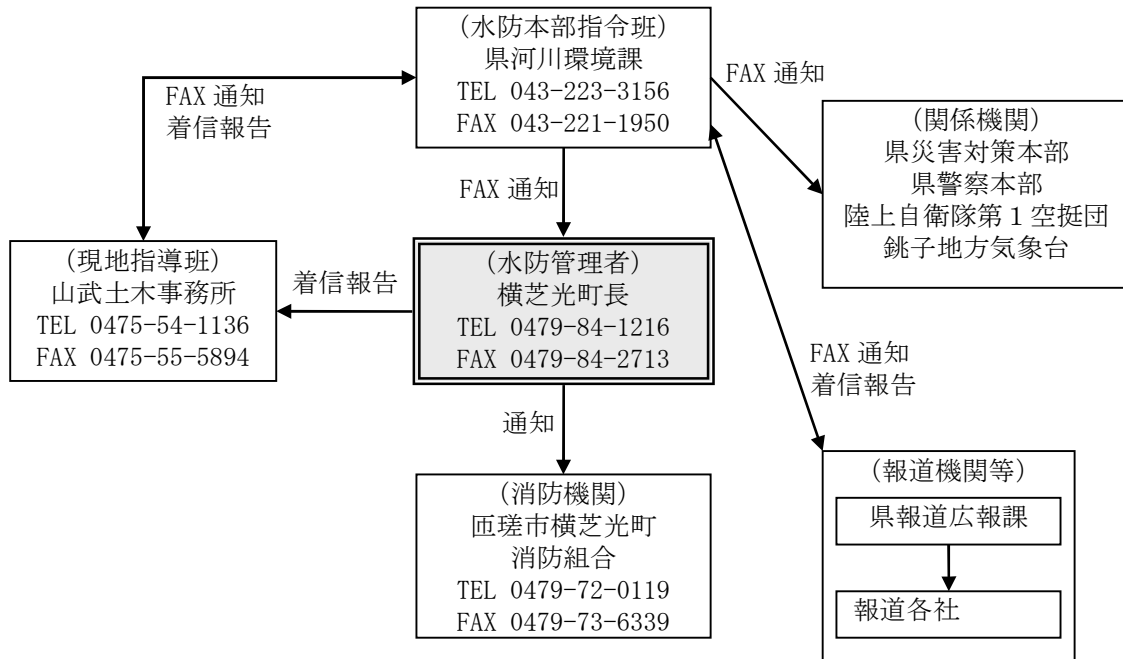
県から水防警報が発せられたときは、「第2節 情報収集・伝達体制」に基づいて、速やかに地域住民及び防災関係機関に周知する。

4 情報伝達系統

(1) 水防本部水防指令情報伝達系統



(2) 栗山川はん濫警戒情報の伝達系統図



5 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知

河川名	二級河川 栗山川
観測所名	芝崎
所在地	山武郡横芝光町横芝 1028-1
零点高 (m)	TP-0.038
水防団待機 (通報) 水位 (m)	2.00
はん濫注意 (警戒) 水位 (m)	2.50
はん濫危険 (特別警戒) 水位 (m)	3.10

第4節 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

町は、風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

第1 計画内容

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第1 計画内容」を準用する。

第2 実施機関

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等

避難の指示を発すべき権限のある者として第1次的な実施責任者である町長が実施する。

また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。(災害対策基本法第60条)

- (1) 町長 (災害対策基本法第60条)
- (2) 知事 (災害対策基本法第60条第6項)
- (3) 警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- (4) 水防管理者 (町長《水防法第29条》)
- (5) 知事又はその命を受けた県職員 (水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- (6) 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》)

2 避難所の設置

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節第2「2 避難所の設置」を準用する。

第3 避難の指示等

実施機関：環境防災部、総務部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等の実施

災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節第2の1に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

(1) 町長の措置

ア 町長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

町長は、避難の指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を知事が町長に代わって実施する。

イ 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 町長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保・避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

(2) 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示する。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているときと自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに町長へ通知する。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

(4) 知事の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫しているときと認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

2 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の内容

町長等が高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節第3「3 避難の措置と周知」を準用する。

第4 避難誘導の方法

実施機関：環境防災部、都市建設部、福祉部、消防部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第4 避難誘導の方法」を準用する。

第5 避難所の開設

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、企画空港部

1 開設の方法

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者、及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護するものとする。なお、被災者のプライバシーと安全の確保、衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策等についても適切に対応するよう努める。

また、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努める。

- (1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、あらかじめ指定している学校、集会所、共同施設、その他の公共建物等を避難所として開設するものとするが、これらの施設のみでは収容能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 町は、本来の施設管理者の監督のもと、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。また、その作成に当たっては、施設管理者と協議する。
- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、自主防災組織等の避難者が中心となって避難所を運営する方法に移行するものとする。なお、被災者等による避難所の自主的運営を行うに当たっては、町職員や施設管理者、ボランティアが運営を支援する。
- (4) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に含める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。
- (5) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

- (6) 町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (7) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、飼い主の責任を明確化し、他の避難者とのトラブル等が起きないようにルール作成に努める。
- (8) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、昼・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (9) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。なお、平常時から、感染症対策に必要なパーティション等の物資確保及び設置訓練に努めるものとする。
- (10) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (11) 町は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を、逐次、コンピュータ等を活用して整理、把握するよう努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。なお、避難所に名簿の掲示を行う等、避難者情報の広報については、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないようにするなど、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得る等、適切に対応するよう努める。

2 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第7 災害救助法適用の場合の避難所設置のための経費内容及び限度額等」を準用する。

第6 広域避難

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、消防部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第3節「第6 広域避難」を準用する。

第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策

実施機関：税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部、
各施設管理者

町は、風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、町で策定する「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第6節 避難行動要支援者等の安全確保対策」を準用する。

第6節 救助救急・医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、各施設管理者、事業者

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助・救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。また、災害により多数の傷病者が生じた場合や医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるときは、県は防災関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期する。

第1 救助・救急

実施機関：消防部、県警察

1 活動体制

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節第2「1 活動体制」を準用する。

2 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動

ア 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

(ア) 小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(イ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送

ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、医療関係車両のほか、必要に応じて県へ要請し、ヘリコプターにより行う。

イ 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動

ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、防災関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 救助・救急資機材の調達

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節第2「2 救助・救急資機材の調達」を準用する。

第2 水防活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、消防部、県

水害等の発生における水防活動については、同章第3節「水防計画」による。

第3 危険物等の対策

実施機関：環境防災部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、施設管理者、事業者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節「第4 危険物等の対策」を準用する。

第4 医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、県

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第7節「第5 医療救護活動」を準用する。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

実施機関：環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、海上保安部、自衛隊

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体、財産の保護を図るため、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。また、災害時に予想される交通渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

第1 災害警備計画

実施機関：県警察、海上保安部

1 災害警備

(1) 基本方針

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

(2) 警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

ア 署現地対策本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等に設置

イ 署対策室

災害発生のおそれがある場合及び被害程度が小規模の場合等に設置

ウ 署連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合に設置

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の参集又は招集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

- ケ 報道発表
- コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく防災関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 海上保安部（署）非常配備等計画

大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護、海洋汚染の防止に対処する。

（1）警戒配備（注意体制）

管内に、大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想される時は、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機、又は出動させる等の措置を実施する。

（2）非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想される時は、非常配備乙を発令するとともに、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機、又は出動させる等の措置を実施する。

（3）警備要領

ア 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施する。救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が所属巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

イ 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安本部との海上における災害派遣に関する地方協定によるものとする。

第2 交通対策計画

実施機関：環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、自衛隊

1 災害時における危険箇所

道路に関わる災害時の危険箇所として、道路に隣接する斜面の土砂崩れによる被害や栗山川に架かる橋の被害等が考えられる。

2 被災施設の応急対策方法

(1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上報告する。

(2) 調査及び報告

道路管理者は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

ア 道路管理者は、管理する道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を町長に報告する。

イ 町長はアによる報告を受けたときは、その状況を直ちに山武土木事務所に報告する。

3 交通規制

(1) 道路管理者による通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限する。

(2) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生するか、まさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険、又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（2）イにより通行を禁止、又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認

めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記（4）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令・措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(6) 海上保安部（署）の海上交通規制

ア 港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。また、東京湾海上交通センターは海上交通情報の提供、航路管制及び巡視船艇により航路航行船舶の交通整理を実施するものとする。

イ 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

4 道路啓開

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、町に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断される時は、必要な措置をとることを指示することができる。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用人に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

6 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5(2)を準用する。

7 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。

(2) 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第8節 救援物資供給計画

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、
教育部、各部、県、公共職業安定所、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

町は、大規模災害時において、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

第1 応急給水

実施機関：環境防災部、総務部、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない者に対し、給水車による運搬給水等を実施する。

1 実施機関

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「1 実施機関」を準用する。

2 給水基準

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「2 給水基準」を準用する。

3 水道事業体による飲料水の供給

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「5 水道事業体による飲料水の供給」を準用する。

4 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法を適用した場合の飲料水の供給は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 飲料水供給の方法

応急給水は拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

(2) 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 広報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について適切な広報活動を実施する。

(4) 供給のために支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費であり、当該地域における通常の実費とする。

5 補給水利及び応急給水用資機材の現況

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第1「7 補給水利及び応急給水用資機材の現況」を準用する。

6 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。

なお、被災事業体のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

(1) 風水害

ア 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所等）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

イ 配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。

(2) 火災

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上り等であるので、指定給水装置工事事業者等関係会社の協力を求め、極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

(3) 落雷

落雷により浄水場等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

第2 食料・生活必需品等の供給体制

実施機関：税務部、住民部、産業部、教育部

町は、災害により食料の配給販売機関等がまひした時や、住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し、応急的な炊出しを行う。

1 食料の配布

(1) 実施機関

- ア 町長は、災害時、被災者に対して食料の供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。
- イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 町長は、町内で対応が不可能であると判断した場合は、近接市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 調達方法

- ア 町の備蓄倉庫から食料を配給する。
- イ 町内の関係業者等から食料の調達を行う。
- ウ 食料が不足する場合は、県に供給要請を行う。
- エ 県内市町村に対し、協定に基づく食料の供給応援要請を行う。

(3) 炊出しその他による食品給与の方法

- ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。
- イ 米穀による炊出し給与は、町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所にて炊出し等を実施する。
- ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は町の関係業者から調達し、これを充てる。
ただし、町において調達が不可能又は必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

(4) 災害救助法適用の場合の食品供給計画

- ア 炊出しその他による食品給与の経費及び限度額（災害救助法施行細則別表第1）

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

(イ) 限度額（令和2年1月31日現在）

(ア) の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内とする。

- イ 炊出しその他による食品給与の期間（災害救助法施行細則別表第1）

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分を現物により支給する。

ウ 政府米の調達を要するときは、次により処理する。

町長は、災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請する。

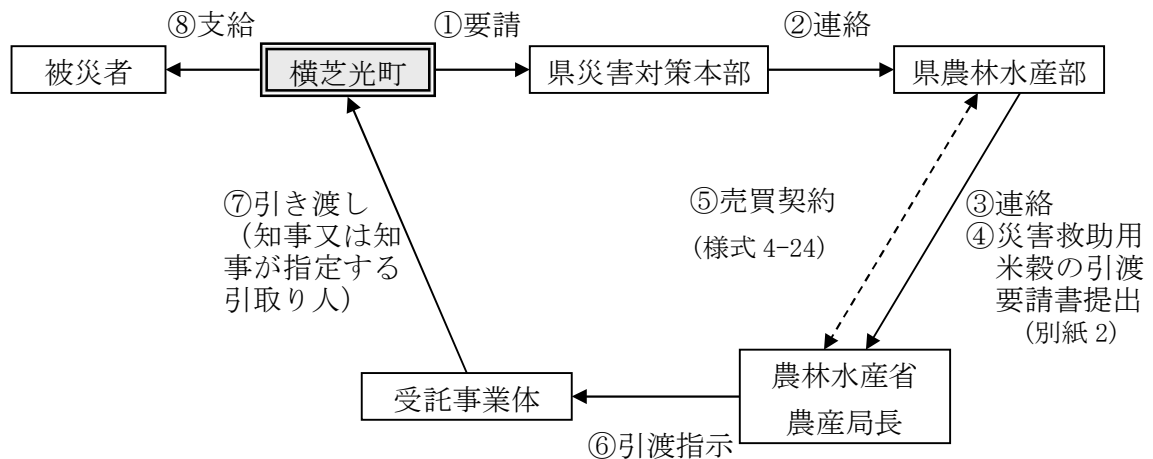
知事が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

町が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。

【政府所有米穀の受渡し系統図】

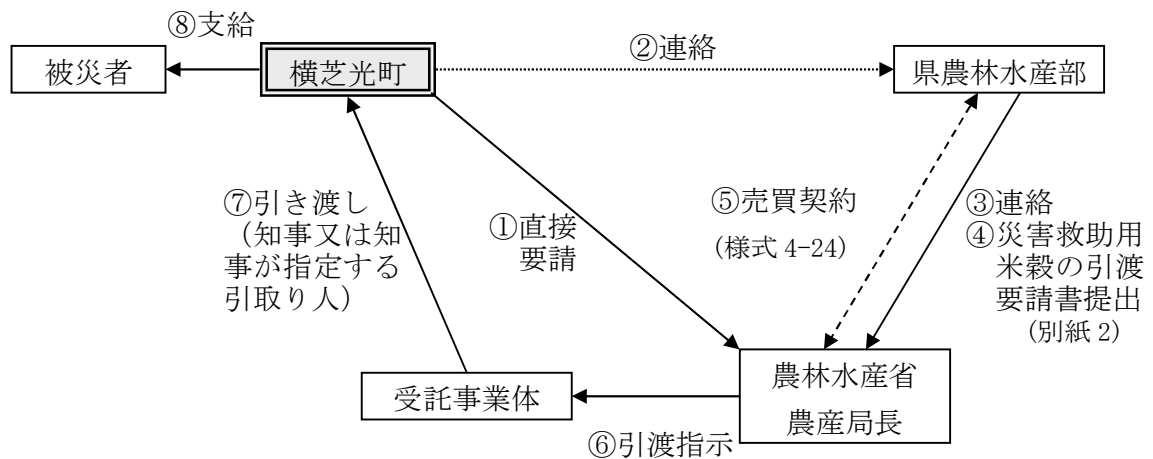
①町からの要請を受け、県が農林水産省農産局長に要請する場合

県は、町から米穀の供給要請を受けた時に、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。



②町が直接、要請した場合

町が直接、農林水産省農産局長に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



2 衣料・生活必需品等の供給体制

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又はき損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 実施機関

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

エ 町長は、町内で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与品目

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料とする。

イ 給与又は貸与限度額

千葉県防災危機管理部防災政策課監修の当該年度版「災害救助の手引き」参照。

(3) 小災害対策

災害救助法の適用に至らない災害（火災を含む）により住家が全壊（全焼、焼失）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞品を支給する。

この業務は、日本赤十字社千葉県支部が行っている。

(4) 物資調達計画

町長は、町地域防災計画の調達計画により救助物資を調達する。ただし、県は、町が災害救助法の適用を受け県に対し応援を求めた場合は、備蓄物資等を考慮の上、関係者から速やかに調達し、町長に交付する。

3 義援物資の受付

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節第2「3 義援物資の受付」を準用する。

第3 輸送計画

実施機関：財政部、都市建設部、各部、県

災害時における被災者の避難、及び援助物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

1 緊急輸送道路の確保

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第3 緊急輸送道路の確保」を準用する。

2 車両等の確保

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第4 車両等の確保」を準用する。

3 緊急輸送

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第5 緊急輸送」を準用する。

第4 労働力の確保

実施機関：環境防災部、総務部、公共職業安定所

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第6 労働力の確保」を準用する。

第5 燃料の調達

実施機関：産業部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第9節「第7 燃料の調達」を準用する。

第9節 広域応援要請計画

実施機関：環境防災部、消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）、各部、県、山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団、防災関係機関

大規模災害時には、被害が拡大し、防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、防災関係機関は、あらかじめ各防災関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施するものとする。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第10節 広域応援要請計画」を準用する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

実施機関：環境防災部、県、自衛隊

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を行う。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第11節 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

実施機関：教育部、社会文化部

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

第1 防災体制の確立

実施機関：教育部

1 公立学校

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努める。

(2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (ウ) 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(3) 災害時の体制

- ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会に連絡する。また、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供すること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。

2 私立学校

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節第1「2 私立学校」を準用する。

第2 文教施設の応急復旧対策

実施機関：教育部

町は、文教施設の応急復旧に関し、以下の対策を行う。

- 1 被災状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- 2 被災学校の授業開始のための応急整備計画の指導助言を行う。

第3 応急教育実施の予定施設

実施機関：教育部

- 1 被災の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。
- 2 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図るように指導する。

被災の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	○特別教室・屋体施設等を利用する。 ○2部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた程度の場合	○共同施設等公共施設を利用する。 ○隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	○避難先の最寄の学校・共同施設等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	○住民避難先の最寄の学校・災害を受けなかった最寄の学校・共同施設・公共施設等を利用する。 ○応急仮校舎を建設する。

第4 応急教育方法

実施機関：教育部

学校の施設が被災したり、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- 1 学校施設が被災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるように措置する。
- 2 応急復旧不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・共同施設・その他民有施設等を借り上げて実施する。
- 3 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法、内容等をあらかじめ周知させる。
- 4 長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童生徒との連絡方法及び勉学上の組織（地区組織等）の整備と活用を十分にする。
- 5 町教育委員会単位の教職員の動員体制を整え、管内各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。

第5 教材・学用品の調達及び支給方法

実施機関：教育部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第2 学用品の調達及び支給」を準用する。

第6 授業料の減免・育英補助の措置

実施機関：教育部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第3 授業料等の減免・育英補助の措置」を準用する。

第7 学校給食の実施

実施機関：教育部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第4 学校給食の実施」を準用する。

第8 文化財の保護

実施機関：社会文化部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第12節「第5 文化財の保護」を準用する。

第12節 帰宅困難者等対策

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行う。

第1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、教育部、県、施設管理者

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止等により大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校等に対し、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

第2 企業、学校等における施設内待機

実施機関：教育部、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「3 企業、学校等における施設内待機」を準用する。

第3 集客施設や駅等における利用者保護

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「4 集客施設や駅等における利用者保護」を準用する。

第4 帰宅困難者等への情報提供

実施機関：総務部、

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「5 帰宅困難者等への情報提供」を準用する。

第5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第13節第3「6 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」を準用する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

実施機関：環境防災部、都市建設部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、山武健康福祉センター、県警察、動物愛護センター、海上保安部、自衛隊、山武郡市環境衛生組合、東総衛生組合、医師会、歯科医師会

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるときや、感染症等が流行するおそれがある場合は、防災関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

実施機関：環境防災部、税務部、都市建設部、福祉部

町は、災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、県等と連携し、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

第1 応急仮設住宅の提供

実施機関：環境防災部、都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「1 応急仮設住宅の建設」を準用する。

第2 民間賃貸住宅の借り上げ

実施機関：環境防災部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「2 民間賃貸住宅の借り上げ」を準用する。

第3 住宅の応急修理

実施機関：都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「3 住宅の応急修理」を準用する。

第4 建設資材の確保

実施機関：環境防災部、都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節第1「4 建設資材の確保」を準用する。

第5 被災宅地危険度判定支援体制の整備

実施機関：環境防災部、都市建設部

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。これにより、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するための施策を推進する。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節「第3 被災宅地危険度判定支援体制の整備」を準用する。

第6 リ災証明書の交付

実施機関：税務部、産業部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節「第4 リ災証明書の交付」を準用する。

第7 被災者台帳の作成

実施機関：税務部、環境防災部、住民部、福祉部、教育部、健康こども部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第15節「第5 被災者台帳の作成」を準用する。

第15節 ライフライン関連施設の応急・復旧計画

実施機関：産業部、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

ライフライン被害は、住民の日常生活そのものに重大な影響を与えることから、町及び各事業所は相互に連携を図り、迅速な応急対策を行う。

第1 水道施設の応急復旧

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

活動の詳細については、第2章第8節1「6 水道施設の応急復旧」を準用する。

第2 農業集落排水等施設

実施機関：産業部、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

1 応急活動体制

町は、被災時には、被災状況の調査、情報の収集及び利用者への広報活動を行える体制をとる。

2 応急復旧対策

運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

被災状況に応じ、使用再開の目処をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を広報する。

3 し尿処理対策

大規模災害発生に伴い、ライフラインの供給が停止することにより、通常の上尿処理が困難となることが予想される。このため、速やかに仮設トイレ、上尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。また、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽の上尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、緊急時における収集体制の確立に努める。

(1) 処理施設の被害状況の把握

産業部、東総衛生組合及び山武郡市広域行政組合は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置を取るとともに、町に報告する。また、甚大な被害が生じ、上尿処理が困難になったときは、県及び近隣市町村に協力を要請する。

(2) 応急上尿処理

被災状況による上尿の排出量、処理施設の処理能力を踏まえ、災害時の応急処理を行う。

ア 上尿の排出量の把握

イ 簡易トイレ、仮設トイレの設置場所、必要設置数の確認

(3) 仮設トイレの設置

ア 浄化槽が使用不可能な場合には、備蓄の簡易トイレや民間から借り上げた仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。

イ 仮設トイレが設置されるまでの間は、地下水、井戸への汚染、周辺の環境を十分考慮しつつ、素堀りや埋立で処理を行う。

ウ 浄化槽のマンホールを取り、板を渡し、浄化槽を便槽代わりに使用して、上尿を汲み取る。

エ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、自治会や自主防災組織の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について町民に啓発する。

オ 水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

(4) 上尿収集活動

避難所等の上尿の汲み取りは、民間業者に業務を委託し、効率的な配車、収集に努める。

第3 電気施設災害対策計画

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節第3 電気施設を準用する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節「第4 ガス施設」を準用する。

第5 東日本電信電話株式会社の通信施設災害対策計画

実施機関：東日本電信電話株式会社

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 発災時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用無線機装置類の発動準備
- ウ 非常用電話局装置等の発動準備
- エ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- オ ビル建築物の防災設備の点検
- カ 工事用車両、工具等の点検
- キ 保有資材、物資の点検
- ク 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 特設公衆電話の設置
- オ 非常用可搬型電話局装置の設置
- カ 臨時電報、電話受付所の開設

キ 回線の応急復旧

ク 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

(3) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容

イ 災害復旧措置と復旧見込時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

3 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(1) 電気設備等を応急的に復旧する工事

(2) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

第6 株式会社NTTドコモの通信施設災害対策計画

実施機関：株式会社NTTドコモ

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節第5「2 株式会社NTTドコモ」を準用する。

第7 KDDI株式会社

実施機関：KDDI株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章第16節第5「3 KDDI株式会社」を準用する。

第8 日本郵便株式会社

実施機関：日本郵便株式会社

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

1 日本郵便株式会社

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配支店とする。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した支店とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局はすべての支店とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) その他

ア 災害時における窓口業務の維持をおこなう。

イ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

第16節 ボランティアの協力

実施機関：環境防災部、福祉部、協力部、各部、県

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

そのため、発災時に迅速な受入れができるよう受入れ・調全体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。

発災時には、協力部は必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置する。千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、関係各部及び県は、その運営を支援する。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第2章「第17節 ボランティアの協力」を準用する。

第17節 富士山の火山災害応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、県警察、東日本旅客鉄道株式会社

富士山が噴火した場合に、町で予想される火山現象である降灰から、住民等の身体及び財産を守るため、必要な応急対策等について定める。

第1 噴火情報等の伝達

実施機関：総務部、環境防災部

町は、噴火に関する情報の伝達を受け、本町にその影響が及ぶと判断される場合は、噴火情報等に関する内容、とるべき防災行動等について、防災行政無線、広報車、町ホームページ等により、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、防災関係機関等へ伝達し、周知徹底に努める。

第2 社会秩序の維持

実施機関：総務部、環境防災部、県警察

1 県警察

県警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の收拾を図る。

2 町

町は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災行政無線、広報車、町ホームページ等により、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを行う。

第3 降灰の状況に応じた対応

実施機関：総務部、環境防災部

町は、降灰が発生し、本町において降灰が予想される場合は、降灰時における注意の呼びかけを行う。

第4 住民等が実施する自衛措置

実施機関：環境防災部

住民等は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

第5 陸上交通

実施機関：都市建設部、東日本旅客鉄道株式会社

- 1 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。
- 2 道路管理者は、交通規制を実施した場合、県、町、県警察、報道機関等を通じ交通規制等の内容について、広報の徹底を図る。
- 3 鉄道事業者は、降灰による鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、降灰の除去、仮線路等の応急対策を行う。

第6 被害拡大防止対策

実施機関：都市建設部

降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

- 1 町は、公共施設等に堆積した降灰の除去を実施する。
- 2 住民及び事業者は、住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去を実施する。

第3章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、協力部、県、国、公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、生活安定の早期回復を図る。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章「第1節 被災者生活安定のための支援」を準用する。

第2節 生活関連施設等の復旧計画

実施機関：産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、施設管理者

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえて施設等の復旧を行う。

第1 水道施設

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第1 水道施設」を準用する。

第2 農業集落排水施設

実施機関：産業部、施設管理者

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

1 復旧対策

(1) 処理場及びポンプ施設の復旧

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。

(2) 管路施設の復旧

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、現場作業を行う。

(3) 排水設備の復旧

住民に対する相談窓口を設置し、修理の施工業者等を紹介する等、住民対応に配慮する。

2 復旧措置に関する広報

住民の不安解消とともに、復旧措置に関して安全確保を図るため、付近住民及び防災関係機関等への広報に努める。

第3 電気施設

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第3 電気施設」を準用する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第4 ガス施設」を準用する。

第5 通信施設

実施機関：東日本電信電話株式会社

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第5 通信施設」を準用する。

第6 農林・水産業施設

実施機関：産業部、県、施設管理者

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第6 農林・水産業施設」を準用する。

第7 公共土木施設

実施機関：県、都市建設部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章第3節「第7 公共土木施設」を準用する。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

実施機関：環境防災部、財政部、各部

町は、激甚災害が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章「第4節 激甚災害の指定」を準用する。

第4節 災害復興

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

活動の詳細については、「第2編 地震・津波編」の第3章「第5節 災害復興」を準用する。